

令和5年不正競争防止法の一部改正と 施行に向けた準備状況について

令和5年11月

経済産業省知的財産政策室

1. (1)改正の背景

- 産業構造の変化に伴い、付加価値の源泉がモノからサービス、さらに無形資産へと大きく移り変わる中で、知的財産の重要性がより一層高まっている。
- AIやメタバースなどの新たな技術が登場し、それらの活用も含め経済活動がグローバル化する中、知的財産制度も時代の要請に対応する必要あり。

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応して知的財産制度を一体的に見直す

具体的には、

- ① デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、
 - ② 国際的な事業展開に関する制度整備
- 等を柱とし、不正競争防止法を改正。

無形資産への投資拡大・イノベーションの促進へ

1. (2)改正に向けた検討経緯

- **令和3年12月より**、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において、**合計10回の審議**を行い、**令和5年3月10日に最終報告を公表**。
- 外国公務員贈賄罪に関しては、**令和4年8月より**、外国公務員贈賄に関するワーキンググループにおいて、**計5回の審議**を行い、**令和5年3月10日に最終報告**（「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」）**を公表**。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/20230310_1.pdf

【検討経緯】

- **令和3年12月～令和4年5月**
不正競争防止小委員会
（委員長：岡村久道）にて検討を重ね（計5回）
パブリックコメント（令和4年3月26日～令和4年4月26日）を踏まえ、**令和4年5月17日に中間報告を公表**
- **令和4年10月～令和5年3月**
不正競争防止小委員会にて検討を重ね（計5回）パブリックコメント（令和4年12月14日～令和5年1月19日）を踏まえ、**令和5年3月10日に最終報告を公表**
※外国公務員贈賄に関するワーキンググループは、令和4年8月～令和5年1月にかけて、計5回の審議を行い、パブリックコメント（令和4年12月12日～令和5年1月17日）を踏まえ、**令和5年3月10日に最終報告を公表**

【不正競争防止小委員会 委員】（敬称略・令和4年11月時点）

岡村 久道	国立情報学研究所 客員教授 京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士（委員長）
小川 暁	東京地方裁判所 判事
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタンダード&パートナーシップ部 著作権政策室 著作権政策担当部長
小松 文子	長崎県立大学 副学長
下川原 郁子	日本知的財産協会 副理事長 東芝デバイス&ストレージ株式会社 取締役 株式会社東芝 技術企画部 エキスパート
末吉 亙	K T S 法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 会長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
長谷川 正憲	日本経済団体連合会 知的財産委員会・企画部会 委員 キヤノン株式会社 知的財産法務本部 知的財産渉外第三部長
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
山本 和彦	一橋大学大学院 法学研究科 教授

1. (3)国会における法案審議経緯

- 第211回通常国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、令和5年6月14日に公布。

【審議経緯】

- 令和5年3月10日
「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」 閣議決定
同法案 第211回通常国会 提出
- 令和5年5月12日
衆議院経済産業委員会 提案理由説明
- 令和5年5月17日
衆議院経済産業委員会 質疑・採決 ☞ 「附帯決議」あり
- 令和5年5月12日
衆議院本会議 可決
- 令和5年6月1日
参議院経済産業委員会 提案理由説明
- 令和5年6月6日
参議院経済産業委員会 質疑・採決
- 令和5年6月7日
参議院本会議 **可決・成立**
- 令和5年6月14日
公布（令和5年法律第51号）
☞ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_recent.html

【施行関係】

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（附則第1条本文関係）
→ **令和6年4月1日を予定**

◎不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 【衆議院経済産業委員会】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 政府は、本法に基づく改正内容について、国民や中小企業を含む産業界に対し具体例を用いて説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、事業活動がグローバル化するとともに、国内外問わず雇用が流動化し、営業秘密侵害事件が増加傾向にある中、我が国の産業競争力における営業秘密の重要性に鑑み、我が国企業の営業秘密の保護強化に向けて万全を期すこと。
- 二 デジタル空間におけるコンテンツの保護及び利用を推進し、経済活動を活性化するため、本改正にとどまることなく、幅広く知的財産権に関する法律の改正についても速やかに検討すること。
- 三 登録可能な商標の拡充、意匠登録手続の要件緩和、形態模倣商品の対象拡大等、本法の施行に当たっては、デジタル空間における経済取引が活発化している現状に鑑み、結果的にクリエイティブな活動に制約を課すこととならないよう、保護と利用のバランスを適切に考慮した上で、事業者の予見可能性を高めるため、審査基準等の明確化及び周知徹底に努めること。
- 四 知的創造物の権利については、意匠法等の知的財産権に関する法律の保護対象の範囲及び保護と利用の在り方について、適時適切に見直しを行うこと。
- 五 政令による特許に関する審査請求料減免制度に係る上限件数等の設定に当たっては、中小企業等の特許権の取得等の知的財産活動が萎縮することのないよう、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という本制度の趣旨を踏まえ、十分に検討を行うこと。また、中小企業等の知的財産活動の実態に即した支援に努めること。
- 六 知的財産分野におけるデジタル化やグローバル化の一層の進展及び事業活動の多様化等の環境変化、また他国の出願件数が増大する中において我が国の出願件数が減少傾向にある状況等を踏まえ、事業者の負担軽減に資するための制度の国際調和等、真に我が国の知的財産権の保護強化・拡充に資するよう、我が国の知的財産制度について諸外国の先進的な取組等も踏まえつつ、適時適切に本質的な対応をすること。
- 七 世界的な利用拡大が進む生成系 AI について、新技術の発展に配慮し、既存の知的財産権の保護の枠組みを関係者に十分周知徹底した上で、最新の技術動向が知的財産権に与える影響やそれに対する海外の対応状況等を注視しつつ、我が国の知的財産制度の在り方について検討を行うこと。

【参考】不正競争防止法等 (※) の一部を改正する法律【知財一括法】の概要

※不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法

背景・法律の概要

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しが必要。

- (1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、
- (2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、
- (3) 国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行う。

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小の事業活動が多様化していることに対応し、新たなブランド・デザインやデータ・知的財産の保護を強化する。

① 登録可能な商標の拡充

- ・ 他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。【商44条等】
※併せて、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする。【不19条】
- ・ 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、氏名を含む商標も、一定の場合には、他人の承諾なく登録可能にする。【商44条】

② 意匠登録手続の要件緩和【意44条等】

- ・ 創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続の要件を緩和する。

③ デジタル空間における模倣行為の防止【不2条】

- ・ 商品形態の模倣行為について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行使できるようにする。

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

- ・ ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求等を可能とする。【不2条】
- ・ 損害賠償訴訟で被害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として増額請求を可能とするなど、営業秘密等の保護を強化する。【不5条等】
- ・ 裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限を可能にする。【特186条、実55条、意63条等】

※裁定:特許発明が長期間実施されていない等の場合に、特許権者の意思に関わらず他者に実施権を認める制度

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

① 送達制度の見直し【特191条、工5条等】

- ・ 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に公表により送付したとみなすとともに、インターネットを通じた送達制度を整備する。

② 書面手続のデジタル化等のための見直し【特43条、商68条の2、工8条等】

- ・ 特許等に関する書面手続のデジタル化や商標の国際登録出願における手数料一括納付等を可能とする。

③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

- ・ 中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける。

(3) 国際的な事業展開に関する制度整備

① 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】

- ・ OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする(両罰規定により、法人の処罰対象も拡大)。

② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】

- ・ 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本の不競法を適用することとする。

※不競法については、平成27年改正により追加された同法第35条の規定について同改正において手当てする必要があった規定の適正化を行う。【不35条】

※上記のほか、他法の例にならい、不競法において、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。【不21条等】

2. (1)改正法の施行に向けた準備状況

- 不正競争防止法の改正の施行は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」（附則第1条本文）とされており、施行に向けて①関係する政令（施行期日政令・整備政令）の整備、②周知・啓発活動に取り組んでいるところ。

○関係する政令の整備

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）の施行に伴い、不正競争防止法施行令のほか、商標法施行令など関連政令においても、法改正に伴う内容の整備が必要。
- 9月29日、「不正競争防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について、意見募集（パブリックコメント）を実施。（10月28日に、意見提出は締切り）
- 不正競争防止法関連の改正事項
 - 不正競争防止法施行令
 - 不正競争防止法第5条の2に第2項、第3項及び第4項を新設したことに伴い、同条の対象とする「技術上の秘密」及び「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為」を政令で定めるとしている規定が同条第1項となったため、不正競争防止法施行令第1条及び第2条中「第五条の二」を「第五条の二第一項」とする改正。
 - 関税法施行令
 - 改正法において、商標のコンセント制度に係る適用除外規定（第19条第1項第3号）を新設し、現行の適用除外規定に号ズレが生じたことに伴い、輸出入禁止貨物に係る税関における輸出入差止（水際措置）を規定する関税法施行令第62条の10及び第62条の27において、不正競争防止法の適用除外規定を引用しているところ、前述の号ズレに対応するため、これらの条中「第十九条第一項第七号」を「第十九条第一項第八号」とする改正。
- 令和5年改正法及び整備政令の施行日 令和6年4月1日（予定）。

☞ 施行期日政令・整備政令については、11月中旬に公布できるよう準備中。

2. (2)改正法の周知・啓発の取組状況

- 改正法の内容は多岐にわたっており、国会審議においても丁寧な周知について指摘があったことを踏まえて、施行に向けて①関係する政令（施行期日政令・整備政令）の整備とともに、②周知・啓発活動にも取り組んでいるところ。

○不正競争防止法に関する周知・啓発活動

- 令和5年の不正競争防止法の改正事項全般についての説明会を実施。（予定・調整中のものを含む）

- 産業界向け

日本経済団体連合会、日本商工会議所・東京商工会議所、経営法友会、日本知的財産協会、日本ライセンス協会、電子情報技術産業協会、日本化学工業協会、日本製薬工業協会、日本鉄鋼連盟、

- 支援機関、関係行政機関など

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁護士会連合会（知財センター）、日本弁理士会、弁護士知財ネット、第二東京弁護士会

- その他

営業秘密官民フォーラム（6月28日に開催） <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kanminforum.html>
特許庁主催全国実務者説明会 ※今後、全国主要都市（約20か所）で開催予定

- デジタル環境での形態模倣品提供行為（第2条第1項第3号）の見直しについての説明会を実施。

（予定・調整中のものを含む）。

- デザイナー・ファッション業界等の関係者向け

日本デザイン団体協議会（公益社団法人日本インダストリアルデザイン協会、日本インテリアデザイナー協会、日本グラフィックデザイン協会、日本ジュエリーデザイナー協会、日本空間デザイン協会、日本パッケージデザイン協会、日本サインデザイン協会）、NPO法人バーチャルライツ、一般社団法人ファッション・ウィーク推進機構、日本アパレル・ファッション産業協会

- 支援機関、関係行政機関など

日本特許情報機構（JAPIO）、日本知財学会

2. (2)改正法の周知・啓発の取組状況 (続き)

- 改正法の内容は多岐にわたっており、国会審議においても丁寧な周知について指摘があったことを踏まえて、施行に向けて①関係する政令（施行期日政令・整備政令）の整備とともに、②周知・啓発活動にも取り組んでいるところ。

○営業秘密の漏えい防止・管理と不正競争防止法での保護に関する周知・啓発活動

- 企業向けの説明会など

- 技術流出・安全保障貿易管理説明会

貿易局主催の説明会。外為法（機微技術取引）、産業競争力強化法（技術管理認証制度）とともに、不正競争防止法の営業秘密管理・保護について国内の中小企業を対象に説明。（10月末までに6回開催）

- 中小企業アウトリーチ事業（海外営業秘密漏えい対策）

在外の日系中小・中堅企業をターゲットに、現地法制度の専門家によるハンズオン支援（相談・助言、改善策の提案など）を通じて、海外における営業秘密管理体制の整備・拡充を支援（令和元年度から開始、事務局はJETRO）。本年度は、中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、EUの一部で実施中

👉 https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

- 大学・研究機関向けの説明会 ←研究機関での営業秘密漏えい事件を受けて、企業以外への啓発にも注力

- 大学等向け安全保障貿易管理説明会

経産省（貿易局）・文部科学省主催の説明会。大学・研究機関における安全保障貿易管理の普及・啓発及び自主管理体制の促進を目的とした説明会。この中で、不正競争防止法の営業秘密管理・保護について説明。（10月末までに3回開催）

- その他

大学関係者向けの会議（例：私立大学連盟理事会、私立大学協会理事会、学術研究懇談会（RU11）、公立大学学長会議）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

👉 大学・研究機関についても、不正競争防止法による営業秘密保護の対象なり得る旨、逐条解説の記載を追加へ。